

インターネットを活用したリアルタイム字幕送信システムの開発

リアルタイム字幕送信事業の実現。

【平成12年度(補正)助成事業】

研究開発事業の概要と背景

リアルタイム字幕とは

現在、テレビ放送等で字幕の付いた番組は大変限られています。テレビ放送等の音声を聞くことができない人は、映像を見ることはできても情報を理解することが困難です。

テレビ放送等の音声を聞くことができない人のため、これまでインターネットなどのネットワークを使って音声を字幕化し送信する活動がボランティアの手によって行われていました。しかし、字幕を送信するためにはその都度著作権者の許諾を得なければなりません。

障害者団体等の運動により、西暦2000年に著作権法が改正され、専ら聴覚障害者の用に供する目的で、テレビ番組など「放送され、又は有線放送される著作物の音声」に字幕を付け、自動公衆送信を行うことが、政令で指定された事業者であれば特別の許諾を得ずに行うことができるようになりました。これがリアルタイム字幕です。

この改正著作権法は、西暦2001年1月1日に施行されました。

その後、2009年7月10日改正(2010年1月1日施行)により、リアルタイム字幕は、「専ら聴覚障害者等で当該方式によっては当該聴覚著作物を利用することが困難な者の用に供するために」送信されるものとなりました。

リアルタイム字幕を送信する指定事業者

著作権法第三十七条の二では、リアルタイム字幕を送信できるのは、「聴覚障害者その他聴覚による表現の認識に障害のある者の福祉に関する事業を行う者で次の各号に掲げる利用の区分に応じて政令で定めるもの」とされています。

具体的には、「視聴覚障害者情報提供施設を設置して聴覚障害者等のために情報を提供する事業を行う者」および「聴覚障害者等のために情報を提供する事業を行う法人のうち、聴覚障害者等のための複製又は自動公衆送信(送信可能化を含む。)を的確かつ円滑に行うことができる技術的能力、経理的基礎その他の体制を有するものとして文化庁長官が指定するもの」(著作権法施行令第2条の2)となっています。

また、これらの事業者は、別に定める「リアルタイム字幕送信基準大綱」に基づいて、リアルタイム字幕送信を行う責任主体となることができます。日本障害者リハビリテーション協会もこの大綱に基づいて行っております。

ソフトウェアの開発

字幕受信クライアントソフトウェア、点字出力に対応した字幕受信クライアントソフトウェア、入力者用クライアントソフトウェアの開発を行いました。

事業化の状況

テレビ放送等の字幕の付いていない番組に対して、定期的に週2回程度リアルタイム字幕送信を実施しています。

リアルタイム字幕送信の実施については3ヶ月ごとに字幕実施番組を利用者からリクエストを募り決定しています。また、特別番組や緊急に放送が決定した番組にも入力者等の条件が整えば対応しています。

利用者はホームページより利用登録を行い、共通パスワードや字幕受信クライアントソフトウェアを入手できるようになっています。詳細は以下を参照下さい。(http://www.normanet.ne.jp/~rtcap/)

今後の展開

当協会では、これまでの字幕送信の経験を踏まえ、今後も定期的に字幕送信を続けてまいります。

テレビ放送の字幕は本来放送事業者が提供するべきものですが、障害者放送協議会の取り組みの結果、先般の著作権法改正で聞こえない人々にリアルタイム字幕を提供する事業が可能になりました。この法改正を受けて2001年4月より国および自治体の聴覚障害者情報提供施設に対して予算措置がなされました。

多くの利用者に対応できる安定したリアルタイム字幕の送信実施までには、まだいくつかの課題が残されています。各指定事業者が共同で使える安定したIRCサーバーの設置、要約技術とソフトウェアの開発、利用者による評価を反映するシステムの開発、そして何よりも入力者の確保と養成などです。

今後それぞれの送信事業者による字幕の送信が徐々に本格化すると思われませんが、それに先立ってこのような課題を様々な関係者と共に解決するために当協会は微力を尽くす所存です。

事業実施データ

公益財団法人 日本障害者リハビリテーション協会
(東京都)

事業実績につきましては、以下のウェブページよりご覧頂けます。

<http://www.normanet.ne.jp/~rtcap/activities/kako.html>